

JAPAN AND INTERNATIONAL  
MOTION PICTURE COPYRIGHT ASSOCIATION, INC.



## 「知的財産推進計画 2013」の策定に向けた意見

株式会社日本国際映画著作権協会  
(2013年3月22日提出)

私ども株式会社日本国際映画著作権協会（以下当社といいます）は、著名な映画会社6社（パラマウント ピクチャーズ コーポレーション、ソニー・ピクチャーズ・コーポレーション、20世紀 フォックス フィルム コーポレーション、ユニバーサル シティ スタジオズ エルエルシー、ウォルト・ディズニー・スタジオ・モーション・ピクチャーズ、ワーナー ブラザース エンターテイメント インク）からなるモーション・ピクチャー・アソシエーション（MPA）の日本における子会社でございます。

このたびは「知的財産推進計画 2013」に関して貴重な意見提出の機会を賜り、誠にありがたく存じます。当社の意見をここに提出させていただきます。

「知的財産推進計画 2012」には「Ⅱ 国際競争力強化に資する2つの知的財産総合戦略」

「2. 日本を元気にするコンテンツ総合戦略」「(イ) デジタル化・ネットワーク化に対応した著作権制度の整備及びコンテンツ侵害への対応の強化」の項があり、「施策例」には「インターネット上のコンテンツ侵害対策と正規配信の総合的推進」が掲げられています。知的財産を推進する上で著作権の保護は大変重要であります。日本政府がこれを認識され、具体的な施策例を挙げておられることに感謝いたします。

しかし、わが国における著作権保護はまだ十分とはいえず、著作権侵害行為が継続して発生しているのが現実です。当社が2011年に調査したところでは、著作権侵害行為のうち映画に関するものだけでも、日本経済全体に対して年間およそ564億円の損害を発生させています。

当社はこの機会に、わが国の著作権保護を強化するための具体的手段をご提案

申し上げます。

#### (1) 著作権侵害サイトに対するサイトブロッキングの導入

オンラインの著作権侵害は各国で経済的損失や雇用の減少をもたらすなど多くの悪影響を生じさせています。日本では、**2012**年の著作権法改正により違法ダウンロードの罰則化が導入され、インターネット上のコンテンツの違法な流通、特に**P2P**ネットワークにおける著作権侵害行為に一定の歯止めがかけられたことは誠に喜ばしいことでもあります。

しかし私たちは違法なファイルの多い動画投稿サイト、およびそのもたらす損害にも目を向けなければならないと考えます。違法なファイルの多い動画投稿サイトは国の内外を問わず世界的に存在し、映画やテレビ番組を初めとする著作物が違法に配信されています。ブロードバンド環境が普及した現在、映画やテレビ番組の違法ファイルを動画投稿サイトで視聴することは容易になっており、それが正規の事業に与える経済的は多大なものがあるばかりか増加の一途をたどっています。

かかるサイトが日本国内にある場合は、日本の法律によって対処が可能です。しかし多くの場合違法にアップロードされるコンテンツは海外のサイトから取られることが多く、国内の著作権法等によって行う摘発や強制捜査には限界があります。

サイトブロッキングは、外国の動画投稿サイトその他のウェブサイトにもアップロードされている違法ファイルへのインターネットユーザのアクセスを遮断するために容易かつ効果的な手段であり、海外の違法ファイルの多いサイトに対抗するための重要な方法です。

一見このようなサイトブロッキングは電気通信事業法が定める通信の秘密を侵害するようにも見えますが、適切に制度を設計すれば刑法の緊急避難に該当し許容されると考えられます。

現在児童ポルノ頒布など一部の犯罪類型に対しては緊急避難としてサイトブロッキングが導入されています。同様の手続き、たとえば**ISP**は動画投稿サイトに対して通知を行いサイトが対応しない場合に限りサイトブロッキングの対象とする等の要件を設けることにより、緊急避難の要件を満たすと思料します。刑法の規定によれば緊急避難は財産上の損害を避けるためにも成立します。オンライン侵害による巨額の損害を考えれば、著作権侵害に対するサイトブロッキングを導入することは喫緊の課題というべきであります。

既に著作権侵害に対するサイトブロッキングを導入している国は多数存在し、オーストリア、ノルウェー、イタリア、スペイン、アジアでもインド、韓国、インドネシア、マレーシアがあげられます。また他の多くの国も導入を検討し

ています。知的財産立国をめざすわが国もこれら著作権保護の進んだ国に後れをとらないことが重要であります。

## (2) 非営利上映等の範囲の制限

著作権法第 38 条 1 項によると、営利を目的とせず観衆から料金を受けない上映は著作権者の許諾は不要とされています。

当社はこの条項は映画については見直されるべきと考えます。映画がフィルムでしか上映できなかった時代は、フィルムの貸出しを通じて、映画会社はかかる上映を適切に把握することができました。しかし、現在ではブルーレイディスクやオンライン配信ファイルを用いても大規模な施設での上映が可能です。ときには 1,000 名を超える規模の上映が、非営利上映として、権利者の知らないところで行われるケースもあります。これは法の予定していた上映形態ではないと考えます。

当社はかかる非営利上映に一定の制限を設け、たとえば 100 人以下または一定の面積以下の会場といった定量的な基準に合致する場合に限って、無許諾の非営利上映を認めることを提案します。

## (3) 「公衆送信」の範囲の拡大

著作権法第 2 条第 1 項第 7 号の 2 は、同一構内の送信は公衆送信に当たらないとしています。

当社は「同一構内の送信は除く」旨のかつこ書きは削除すべきと考えます。2012 年には、インターネットカフェの店内のネットワーク上で多数の映画を無断で視聴可能としていた事件が立件されました。しかしこれはカフェという同一敷地内であったため公衆送信に当たらず、送信可能化権侵害に該当しませんでした。

家庭内またはそれに類するような「構内」での送信可能化を許容することに異論はありませんが、現在のように同一構内であれば事業場であっても送信可能化権の範囲外とすることは妥当ではなく、当社は見直しを提案いたします。

## (4) 私的使用目的の海賊版の輸入の禁止

著作権法第 113 条第 1 項第 1 号は、日本国内で頒布の目的がある場合に限り海賊版の輸入は著作権の侵害とみなすと定められています。当社はこれは適切でないと考えます。

昨年著作権法が改正され、私的使用目的であっても違法にアップロードされたコンテンツであると知ってダウンロードすることは私的使用の目的であっても刑事罰の対象とされました。海賊版と知って私的使用の目的で輸入することも

まったく同種の行為と考えられます。直ちに刑事罰の対象とする必要はないとしても、少なくとも違法である旨の規定は必要と思料いたします。

#### (5) 法定賠償金制度の導入

著作権侵害に対する救済としては、差止請求と事後の損害賠償請求が可能です。しかし、損害賠償請求については、被害者である著作権者が損害額を算定するのは困難かつ時間のかかる作業となります。当社は著作権侵害については法定損害賠償制度が導入されるべきであると考えます。著作権者にとってはよりよい事後的救済手段となりますし、将来の著作権侵害を抑止する手段ともなります。

法定損害賠償の金額は、将来の著作権侵害を抑止するに足る金額であると同時に、著作権を侵害された著作権者が損害を回復するに十分な金額であるべきです。

著作権侵害に対して法定損害賠償を導入している国は米国をはじめとして多数あります。

#### 《要旨》

グローバルな著作権侵害への対応を強化し、インターネット上のコンテンツ侵害対策と正規配信の普及を促進することは、わが国が知的財産立国を進める上で大変重要です。本意見書は、より進んだ施策例として、インターネット上の著作権侵害への対応の強化策、非営利上映等の範囲の制限、「公衆送信」の範囲の拡大、私的使用目的の海賊版の輸入の禁止、および法的損害賠償制度の導入を提案するものです。